

一般社団法人日本内分泌外科学会 役員候補者選考規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本内分泌外科学会（以下「この法人」という。）定款施行細則第13条の規定に基づき、この法人の役員候補者の選出に関し、必要な事項を定める。

第2条（選出方法）

役員候補者は、役員選挙の年（以下「選挙年」という。）の評議員によって選挙で選出される。

第3条（選挙権）

役員選挙の選挙権は、役員選挙公示日にこの法人の評議員であり、その日までに当該年度までの会費を納入しているものがこれを有する。（以下「選挙人」という。）

第4条（被選挙権）

役員選挙に立候補するもの（以下「被選挙人」という。）は、役員選挙公示日にこの法人の評議員であり、その日までに当該年度までの会費を納入していなければならない。

2 被選挙人は、選挙年の3月31日現在の年齢が63歳以下でなければならない。

第5条（役員選挙管理委員会）

役員選挙に際しては人事選挙委員会が担当する。

2 委員会は、本規則に基づいて役員候補者選挙を管轄する。

3 委員長は、開票結果を理事長に答申する。

第6条（選挙の実施）

役員選挙は以下のように行う。

（1）選挙年の、10月31日を選挙公示日とする。

（2）委員会は、選挙公示に際して選挙人名簿の公示を行う。評議員は、選挙人名簿に脱漏、誤記等を認めたときは、公示後10日以内に委員長に異議を申し立てることができる。委員会が異議の申し立てを認めたときは、選挙人名簿の訂正を行い、選挙人および被選挙人にこれを告示する。

（3）立候補するものは、別紙「一般社団法人日本内分泌外科学会役員立候補届」に所定の事項を記入し、この法人の事務局に簡易書留で提出しなければならない。締切日消印有効とする。

（4）委員会は、投票用紙をすべての候補の立候補書類とともに選挙人に送付する。

（5）投票期日は、委員会が決定する。締切日消印有効とする。

（6）理事の投票は、専門領域を規定せず、すべての立候補者の中から、選挙人1人当たり6名を連記する。監事の投票は、1名を記載する。

（7）以下の投票はこれを無効とする。

・選挙人の住所氏名が投票用紙送付の封筒に記載されていない場合は、その選挙人によるすべての投票

・同一候補者名が複数記載されているものはその選挙人によるすべての投票

・氏名が判読できないものはその人物に対する投票

・立候補者名以外の氏名を記載しているものはその人物に対する投票

- ・ 6名の理事、1名の監事投票欄に空欄のあるものはその選挙人による全ての投票
- ・ すでに開封されていた投票用紙

(8) 開票は、選挙管理委員会の管轄のもとに行う。投票の効力は委員会で判定する。

第7条 (役員当選人の決定)

理事の当選決定は、専門領域別に、得票数の多いものから別表に定める15名を当選人とする。さらに、得票数の多い順から5名を当選人とし、合計20人を当選人とする。

2 監事の当選決定は、得票数の多いものから2名を当選人とする。

3 同得票のときは、会員期間の長いものを優先する。会員期間も同じ場合は、生年月日の古いものを優先する。

4 当選人が決定したら、委員長はただちに理事長に報告し、選挙結果を確定する。その後、委員長は立候補者および選挙人に選挙結果を告示する。

第8条 (補欠役員の選任)

役員選挙で当選しなかったもののうち、得票数が次順位のことを補欠役員とする。

2 次順位のもものが同得票のときは、第7条第3項に準じる。

第9条 (異議申し立て)

選挙の効力に関して異議のある選挙人または被選挙人は、選挙結果告示日から10日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

2 異議申し立てがあったときは、委員会で審議、決定し、理事長に報告する。

3 選挙の無効が決定された場合は、再選挙を行う。

第10条 (当選人の繰り上げ補充)

当選人が辞退した時、あるいは解任された時は、当該専門領域の補欠役員の最上位の者を繰り上げ、当選人とする。

第11条 (補則)

この規則の変更は理事会の議決によって変更することができる。

2 別表に定める領域別の理事定数については、理事会で審議し評議員会で承認を得る。

附 則

この規則は、2018年10月26日から施行する。

別表：専門領域別理事定数

外科	5
耳鼻咽喉科	3
泌尿器科	3
放射線科	2
病理	2